

令和5年度  
包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

環境保全対策に関する財務事務の執行について

令和6年3月  
山口県包括外部監査人  
村田治子

## 目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 外部監査の方法	3
(1) 監査要点	3
(2) 主な監査手続	3
(3) 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続	4
8. 包括外部監査人及び監査補助者	4
9. 利害関係	4
第2 外部監査対象の概要	4
1. 環境保全対策予算	4
2. 監査対象事業	8
(1) 監査対象事業の選定方法	8
(2) 事前ヒアリング	8
(3) 監査対象事業の一覧	8
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	10
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	10
2. 指摘事項及び意見の件数	10
3. 指摘事項及び意見の項目一覧	12
4. 指摘事項及び意見の総評	15
(1) 委託契約事務の統制について	15
(2) 補助金事務の統制について	18
(3) 全庁的に見直しを図られたい事務手続きについて	19
(4) 事業目的達成のための効果的な指標について	20
(5) エビデンスとしての記録の重要性について	23

**【数値について】**

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

**【数値等の出所について】**

・報告書中の数値は、山口県が公表している資料及び監査対象機関から入手したものであり、また、それらを監査人が加工しているものである。

**【法人格の表記について】**

・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[株式会社：（株）、有限会社：（有）、国立研究開発法人：（国研）、地方独立行政法人：（地独）、公益財団法人：（公財）、一般財団法人：（一財）、一般社団法人：（一社）等]

**【元号の表記について】**

・報告書中の元号は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[平成：H、令和：R]

**【再委託先名の表記について】**

・報告書中の再委託先名は、県の契約情報の公表対象項目となっておらず、所管課等の要請により具体的な法人名等の公表を控えている場合がある。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

環境保全対策に関する財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国においては、2018（平成30）年4月に、「第5次環境基本計画」が策定され、今後の環境政策の展開の基本的考え方として、「イノベーションの創出」及び「経済・社会的課題との同時解決」が提示された。環境政策の具体的な展開は、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視し、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」の創造を目指すという内容である。

日本政府は、2020（令和2）年10月開催の臨時国会において2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロの実現を目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2020（令和2）年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては「環境対策は国家成長戦略の要」とする位置付けも明確化された。すなわち、環境対策はもはや経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、まさに「鍵となる施策」である。

さらに、2021（令和3）年5月には「地球温暖化対策推進法の一部改正法」が成立し、地球温暖化対策を始めとし、地球規模で顕在化している環境問題への取組に拍車がかかった。しかし「2050年カーボンニュートラル」の実現は並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換のみならず、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を一気に加速することが必須と考えられている。

本県においては、1995（平成7）年12月に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、1998（平成10）年3月に「山口県環境基本計画」を策定し、環境を取り巻く社会情勢の変化等に則して見直しを行い、対策を実施してきた。上記の流れに対応するため、2021（令和3）年3月、「世界規模で取組が求められている気候変動問題や海洋ごみ問題等の環境を巡る新たな課題に的確に対応するとともに、環境学習・環境教育の充実や人材育成、環境に配慮した地域づくりの推進等に取り組む」とし、同時に2013（平成25）年10月に策定された「第3次山口県環境基本計画」を8年ぶりに改定し、「第4次山口県環境基本計画」を策定した。

「山口県環境基本計画」は、本県の環境部門における最上位計画であり、本県の最上位の総合計画である「やまぐち維新プラン（現、やまぐち未来維新プラン）」、「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、環境施策に係る個別計画である「山口県地球温暖化対策実行計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画」等と共に政策において整合性を図り、総合的に施策が展開されているかについては多くの県民が高い関心を寄せる分野であると考えられる。また県民側においても、現在の日々の安心・安全な暮らしはもとより、本県の恵み豊かな環境が次世代に引き継がれる、まさに「持続可能な社会の構築の重要性」についても意識が高まってきていると推察される。

2022（令和4）年度の「第4次山口県環境基本計画」に基づく環境保全対策関係予算は、約170億円が計上されており、その財務事務について合規性の観点に加え経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することは大いに意義があると判断した。

以上により、「環境保全対策に関する財務事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

#### 4. 外部監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 5. 外部監査対象機関

##### (1) 部署及び所管課

部署	所管課
環境生活部	環境政策課、生活衛生課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課
産業労働部	イノベーション推進課、産業脱炭素化推進室
観光スポーツ文化部	文化振興課
農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課、農業振興課、農村整備課、畜産振興課、森林企画課、森林整備課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木建築部	都市計画課、住宅課
企業局	電気工水課

##### (2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等

部署	出先機関及び財政的援助団体等の名称
環境生活部	環境保健センター
産業労働部	(地独) 山口県産業技術センター

部局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
農林水産部	農林総合技術センター、岩国農林水産事務所、周南農林水産事務所、美祢農林水産事務所、萩農林水産事務所、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会、山口県東部森林組合

## 6. 外部監査の実施期間

令和5年4月5日から令和6年2月16日まで

## 7. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

#### ① 合規性

環境保全対策に関する財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

#### ② 有効性

環境保全対策に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか。

事業の有効性を適正に評価しうる体制となっているか。すなわち、環境基本計画に掲げている計画の推進体制であるPDCAサイクル(別冊「包括外部監査の結果報告書」P24参照)を円滑に推進し、将来に向けて「持続可能なやまぐち」を実現するに足る適切かつ合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。

#### ③ 経済性・効率性

環境保全対策に関する施策に係る財務事務の執行について、最少の経費で最大の効果を挙げているか。

### (2) 主な監査手続

①実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

②財務事務の執行(事務処理及び承認等)が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見(各事業別)」における各事業の頁に記載している。

### (3) 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続

平成 27 年度包括外部監査「山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び管理について」における指摘事項 27 件及び意見 52 件に対する措置状況について、75 件については措置済みであるが、残り 4 件については「改善途中」であることを確認した。当該 4 件については、令和 5 年度の包括外部監査の対象とはしていない。

## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	村 田 治 子
補助者	公認会計士	品 川 充 洋
補助者	公認会計士	花 井 宏 行
補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
補助者	公認会計士	山 田 康 雄
補助者	公認会計士	上 條 玲
補助者	公認会計士	蘭 頭 紹
補助者	公認会計士	渡 辺 真 弓
補助者	公認会計士	崎 西 明 子

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 外部監査対象の概要

### 1. 環境保全対策予算

本県の環境保全対策予算の概要は以下の通りである。(予算額は、令和 4 年度当初予算以外に令和 4 年 2 月補正予算等の事業を含んでいる)。

(単位：千円)

事業名	予算額
<b>1. 気候変動対策の推進</b>	<b>2,938,737</b>
ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業 (うち、普及啓発)	22,110
EV による分散型エネルギー活用推進事業	28,874
オゾン層保護対策事業	392
ぶちうま! 維新推進事業 (うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分)	14,357

事業名	予算額
やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	64,386
木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス 生産施設等整備」）	62,500
森林機能回復事業	199,927
繁茂竹林整備事業	196,425
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000
県営住宅建設事業	1,392,766
平瀬発電所建設	674,000
小水力発電開発促進支援事業	20,000
水力発電魅力発見事業	3,500
未利用落差を活用した小水力発電所の開発	165,000
佐波川発電所リニューアル推進事業	43,000
「やまぐち維新でんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	1,500
<b>2. 循環型社会の形成</b>	<b>1,026,874</b>
産業廃棄物適正処理推進事業	128,569
ぶちエコやまぐち 3R 推進事業	9,124
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	66,752
舗装補修事業	821,276
環境犯罪対策事業（刑事警察活動費の一部）	1,153
<b>3. いのちと暮らしを支える生物多様性の保全</b>	<b>4,595,398</b>
鳥獣保護区等設置事業	6,813
鳥獣保護推進事業	1,033
ツキノワグマ保護管理対策事業	2,604
野生鳥獣適正管理事業	3,464
放鳥事業	2,303
野生鳥獣管理対策強化事業	42,684
自然公園保護管理事業	33,313
利用施設維持補修事業	8,302
中国自然歩道管理事業	3,370
秋吉台国定公園管理事業	1,440
自然公園等施設整備事業	154,710
自然環境保全地域等対策事業	1,444
生物多様性保全対策推進事業	2,355
きらら浜自然観察公園管理運営事業	49,536
安心・安全農作物づくりサポート事業	16,045
環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	55,750



事業名	予算額
農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000
やまぐち森林づくり普及促進事業	2,525
内水面漁業振興対策事業	10,706
漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	10,501
広域河川改修事業	1,690,500
<b>4. 生活環境の保全</b>	<b>7,142,606</b>
大気汚染監視指導事業	1,595
大気汚染常時監視事業	102,320
有害大気汚染物質環境調査事業	2,042
騒音振動悪臭対策事業	10,687
基地公害対策事業	941
水質環境保全推進事業	365
公共用水域水質調査事業	25,750
水質環境監視事業	13,775
水質土壌汚染対策指導事業	24,403
化学物質環境汚染実態調査事業	1,844
ダイオキシン類削減対策総合調査事業	15,130
環境放射能水準調査事業	7,828
水道施設整備促進事業	415,035
水道衛生指導事業	452
農業集落排水事業	33,102
市町営漁業集落環境整備事業	143,660
地域水産物供給基盤整備事業	398,872
内海東部地区水産環境整備事業	122,600
交通安全施設整備事業	1,646,301
街路事業	1,937,811
流域下水道整備事業	605,400
過疎地域下水道代行事業	372,750
流域下水道事業（施策分）	54,899
交通事故防止施設総合整備事業	1,205,044
<b>5. 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進</b>	<b>26,752</b>
エンカル消費推進事業	2,200
環境学習関連事業（※セミナーパーク管理運営等事業を含む）	—
やまぐち自然環境学習推進事業	8,061
県民参加の森林づくり推進事業	5,000

事業名	予算額
地域森林づくり活動強化対策事業	8,000
青少年自然体験活動推進事業	2,426
博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）	1,065
<b>6. やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進</b>	<b>1,429,491</b>
瀬戸内産業低炭素化加速事業	5,000
ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	14,909
資源循環型社会形成推進事業	127,350
次世代産業イノベーション推進体制整備事業	67,244
次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	28,433
次世代産業イノベーション推進事業	173,910
「水素先進県」実現促進事業	13,000
低炭素技術イノベーション促進事業	10,000
再生可能エネルギー導入資金	434,300
畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	5,741
電線共同溝整備事業	105,000
都市公園整備事業	442,655
国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツル再生支援事業）	1,949
<b>7. 共通的・基盤的施策の展開</b>	<b>220,193</b>
環境影響評価指導審査事業	2,005
ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援）	204,428
山東省環境保全パートナーシップ事業	2,105
日韓海峡沿岸環境技術交流事業	1,482
環境保全管理運営対策事業	8,878
調査研究事業	1,295
<b>合 計</b>	<b>17,380,051</b>

なお、参考までに、上記の環境保全対策関係予算額が令和4年度一般会計当初予算額に占める割合を示すと以下のとおりである。

項 目	金額及び割合
(A) 環境保全対策関係予算額	17,380 百万円
(B) 令和4年度一般会計当初予算額	786,244 百万円
(A) / (B) による割合	2.21%

## 2. 監査対象事業

### (1) 監査対象事業の選定方法

上記「1. 環境保全対策予算」の中から令和4年版環境白書にて報告されている事業を中心に事前ヒアリングを実施し、事業内容や予算規模5百万円以上の質的かつ量的重要性を鑑みて監査対象事業を選定した。また5百万円以下であっても、施策体系の「気候変動対策の推進」に挙げられた事業については、特にカーボンニュートラルへ向けての重要施策であることから、監査対象とした。さらに、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくり」に挙げられた天然記念物に係る事業については、その保護に重要性があることから監査対象とした。

### (2) 事前ヒアリング

事業選定に際して実施した主な事前ヒアリングの概要は以下のとおりである。

主な事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体の確認（本庁又は出先機関での執行や令達先の確認等）
令和4年度の取組と成果の概要	令和4年度の具体的な事業の取組内容及び得られた成果の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算額及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の把握
事業の財源内訳	一般財源の占める割合等を把握

### (3) 監査対象事業の一覧

上記(1)及び(2)を踏まえ、監査対象事業は以下に示したNo.1からNo.42に至る46事業（枝番含む）である。

（単位：千円）

No.	所管課等	事業名	当初予算額
<b>環境生活部</b>			
1	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	22,110
2		ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	14,909
3		EVによる分散型エネルギー活用推進事業	28,874
4		オゾン層保護対策事業	392
5	環境政策課（環境保健センター）	大気汚染常時監視事業	102,320
6		騒音振動悪臭対策事業	10,687
7	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	2,005
8		環境保全管理運営対策事業	8,878

No.	所管課等	事業名	当初予算額
9	生活衛生課	水道施設整備促進事業	415,035
10	廃棄物・リサイクル対策課	ぶちエコやまぐち3R推進事業	9,124
11		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	66,752
12		資源循環型社会形成推進事業	127,350
13	自然保護課	野生鳥獣管理対策強化事業	42,684
14		自然公園等施設整備事業	154,710
<b>産業労働部</b>			
15	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	67,244
15-1	(地独) 山口県産業技術センター		65,251
16	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	28,433
16-1	(地独) 山口県産業技術センター		25,505
17	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進事業	173,910
17-1	(地独) 山口県産業技術センター		15,910
18	産業脱炭素化推進室	瀬戸内産業低炭素化加速事業	5,000
19		「水素先進県」実現促進事業	13,000
20		低炭素技術イノベーション促進事業	10,000
<b>観光スポーツ文化部</b>			
21	文化振興課	国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然記念物再生事業）	1,949
<b>農林水産部</b>			
22	ぶちうまやまぐち推進課	ぶちうま!維新推進事業（うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分）	14,357
22-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会		13,430
23	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	64,386
24	農業振興課（農林総合技術センター）	安心・安全農作物づくりサポート事業	16,045
25	農業振興課	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	31,750
26	農村整備課	農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000
27	畜産振興課	畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	5,741
28	森林企画課（岩国農林水産事務所、山口県東部森林組合）	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	62,500
29	森林企画課	県民参加の森林づくり推進事業	5,000
30	森林企画課（周南農林水産事務所）	地域森林づくり活動強化対策事業	8,000
31	森林整備課（岩国農林水産事務所）	森林機能回復事業	199,927
32	森林整備課（萩農林水産事務所）	繁茂竹林整備事業	196,425
33	森林整備課（美祿農林水産事務所）	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000
34	水産振興課	内水面漁業振興対策事業	10,706
35		漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	10,501
36	漁港漁場整備課	内海東部地区水産環境整備事業	122,600
<b>土木建築部</b>			
37	都市計画課	流域下水道事業（施策分）	54,899
38	住宅課	県営住宅建設事業	1,392,766
<b>企業局</b>			
39	電気工水課	平瀬発電所建設	674,000
40		水力発電魅力発見事業	3,500
41		未利用落差を活用した小水力発電所の開発	165,000
42		佐波川発電所リニューアル推進事業	43,000
合 計（No.のうち、枝番事業除く）			6,932,469

### 第3 外部監査の結果及び意見（概要）

#### 1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	<b>【合規性】</b> ・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当 <b>【有効性、経済性・効率性】</b> ・有効性、経済性・効率性の観点からは正改善を要するもの
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	・指摘以外で監査対象の合理化のために正改善を要望するもの

#### 2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（34件）及び意見（66件）の各事業別件数は下表のとおりである。

（単位：件）

No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
<b>環境生活部</b>				
1	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	—	3
2		ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	—	3
3		EVによる分散型エネルギー活用推進事業	2	—
4		オゾン層保護対策事業	—	2
5	環境政策課（環境保健センター）	大気汚染常時監視事業	2	1
6		騒音振動悪臭対策事業	—	3
7	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	—	—
8		環境保全管理運営対策事業	1	2
9	生活衛生課	水道施設整備促進事業	1	2
10	廃棄物・リサイクル対策課	ぶちエコやまぐち3R推進事業	1	1
11		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	—	3
12		資源循環型社会形成推進事業	—	1
13	自然保護課	野生鳥獣管理対策強化事業	—	6
14		自然公園等施設整備事業	—	1
<b>産業労働部</b>				
15	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	1	1
15-1	（地独）山口県産業技術センター		—	1
16	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	1	—
16-1	（地独）山口県産業技術センター		1	1
17	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進事業	1	2
17-1	（地独）山口県産業技術センター		2	—
18	産業脱炭素化推進室	瀬戸内産業低炭素化加速事業	—	2
19		「水素先進県」実現促進事業	2	2
20		低炭素技術イノベーション促進事業	1	1

No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
<b>観光スポーツ文化部</b>				
21	文化振興課	国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地・天然記念物再生事業）	—	1
<b>農林水産部</b>				
22	ぶちうまやまぐち推進課	ぶちうま!維新推進事業（うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分）	—	1
22-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会		2	1
23	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	—	2
24	農業振興課（農林総合技術センター）	安心・安全農作物づくりサポート事業	1	—
25	農業振興課	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	1	2
26	農村整備課	農業農村地域活性化総合対策事業	1	2
27	畜産振興課	畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	—	2
28	森林企画課（岩国農林水産事務所、山口県東部森林組合）	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	—	1
29	森林企画課	県民参加の森林づくり推進事業	—	1
30	森林企画課（周南農林水産事務所）	地域森林づくり活動強化対策事業	2	—
31	森林整備課（岩国農林水産事務所）	森林機能回復事業	1	—
32	森林整備課（萩農林水産事務所）	繁茂竹林整備事業	1	2
33	森林整備課（美祿農林水産事務所）	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	1	1
34	水産振興課	内水面漁業振興対策事業	1	1
35		漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	1	2
36	漁港漁場整備課	内海東部地区水産環境整備事業	1	2
<b>土木建築部</b>				
37	都市計画課	流域下水道事業（施策分）	—	1
38	住宅課	県営住宅建設事業	1	3
<b>企業局</b>				
39	電気工水課	平瀬発電所建設	1	—
40		水力発電魅力発見事業	—	2
41		未利用落差を活用した小水力発電所の開発	1	1
42		佐波川発電所リニューアル推進事業	2	—
合 計			34	66

### 3. 指摘事項及び意見の項目一覧

指摘事項及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は、別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
<b>環境生活部</b>						
1	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	意見	アプリの利用促進プロモーションの展開について		○	○
		意見	アプリのランキング表記について		○	
		意見	各取組の評価指標について		○	○
2	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	意見	委託契約の妥当性について		○	○
		意見	補助金の評価指標について		○	
		意見	補助金の効果測定について		○	○
3	EVによる分散型エネルギー活用推進事業	指摘事項	再委託手続の適正性について	○		
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
4	オゾン層保護対策事業	意見	成果指標の設定について		○	
		意見	立入検査件数について		○	○
5	大気汚染常時監視事業	指摘事項	見積書の徴求について	○		
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	備品購入費に係る入札における予定価格と落札価格の乖離について			○
6	騒音振動悪臭対策事業	意見	測定機器移設後の局舎解体・撤去について		○	○
		意見	事業経過の記録について		○	○
		意見	航空機騒音計の計画的な更新について		○	○
8	環境保全管理運営対策事業	指摘事項	やまぐち環境WEBコンテンツ管理業務の実施状況確認について	○	○	○
		意見	電気自動車急速充電器の普及について		○	○
		意見	実態調査票等データエントリー業務の今後の取扱について			○
9	水道施設整備促進事業	指摘事項	契約変更の適切性について		○	○
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因について		○	○
		意見	補助事業における効果測定について		○	○
10	ぶちエコやまぐち3R推進事業	指摘事項	再委託の合理性について	○		○
		意見	予定価格の算定方法について	○		○
11	やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	意見	住民ボランティア清掃活動支援事業委託対象経費について			○
		意見	業務判断過程及び判断結果の記録について		○	○
		意見	海洋ごみに関する事前対策について		○	
12	資源循環型社会形成推進事業	意見	補助金の交付要綱記載内容について	○		
13	野生鳥獣管理対策強化事業	意見	アンケートの活用について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
		意見	研修後のアンケートの実施について		○	
		意見	プロポーザル審査による最低ライン（合格基準）について		○	○
		意見	研修後のアンケート回収率について		○	
		意見	狩猟免許等取得支援事業補助金の周知について		○	
14	自然公園等施設整備事業	意見	公園整備計画に基づく公園施設の維持・管理について		○	○

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
<b>産業労働部</b>						
15	次世代産業イノベーション推進 体制整備事業	指摘事項	委託料の積算根拠となっている人件費の取扱いについて	○		
		意見	委託事業の評価について		○	
15-1		意見	情報資産の管理について	○		
16		指摘事項	委託事業における人件費の取扱いについて	○		
16-1	次世代産業イノベーション推進 ネットワーク支援事業	指摘事項	(公財) やまぐち産業振興財団との共同出展にかかる手続 について	○		○
		意見	委託料の契約額と実績額の乖離に関する情報共有について			○
17	次世代産業イノベーション推進 事業	指摘事項	委託事業における人件費の取扱いについて	○		
		意見	補助金交付要綱及び実施要領について		○	
		意見	消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書について		○	
17-1		指摘事項	補助対象経費の認定基準について	○		
		指摘事項	補助金事務の統制について	○		
18	瀬戸内産業低炭素化加速事業	意見	予算要求額の適切性について			○
		意見	県のリーダーシップに対する期待について		○	
19	「水素先進県」実現促進事業	指摘事項	再委託手続の適正性について	○		
		指摘事項	予定価格の算定方法について	○		○
		意見	業務仕様書における予算時の内容からの変更について		○	
		意見	県環境基本計画に掲げる環境指標の数値目標について		○	
20	低炭素技術イノベーション促進 事業	指摘事項	委託業務の実績報告書の記載内容について		○	○
		意見	委託料の精算について			○
<b>観光スポーツ文化部</b>						
21	国指定文化財保存活用事業（特別 天然記念物八代のツルおよび その渡来地 天然記念物再生事 業）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
<b>農林水産部</b>						
22	ぶちうま!維新推進事業（うち 重点需給連携品目を中心とした 流通体系の構築、拡充及び地 産・地消推進拠点と連携した売 り込み分）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
22-1		指摘事項	助成金の実施主体との契約について	○		
		指摘事項	助成金交付要綱について	○	○	
		意見	助成事業の実績評価について		○	○
23	やまぐち県産木材建築物等利用 拡大推進事業	意見	変更契約時の添付書類について		○	
		意見	補助金交付の効果について		○	
24	安心・安全農作物づくりサポ ート事業	指摘事項	契約事務の統制について	○		
25	環境にやさしい安心・安全な農 業推進事業	指摘事項	訂正後の申請書の取扱いについて	○		
		意見	審査チェックリストについて		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
26	農業農村地域活性化総合対策事 業	指摘事項	交付金申請時及び実績報告における添付書類の不備につ いて	○		
		意見	交付金申請事務の適正性について		○	○
		意見	農地の保全について		○	
27	畜産経営スマート化促進事業 （うち良質堆肥の製造・利用拡 大、畜産環境整備機構受託事 業）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
		意見	補助金の趣旨に適合した事業であるか、否かについて			○



No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
28	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	意見	起案書（電子決裁）の様式について		○	
29	県民参加の森林づくり推進事業	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
30	地域森林づくり活動強化対策事業	指摘事項	ボランティアリーダーに係る目的外予算の使用について	○	○	
		指摘事項	資材購入費 竹炭窯一式の取扱いについて	○		
31	森林機能回復事業	指摘事項	補助金額の確定検査事務の統制について	○		
32	繁茂竹林整備事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	当初予算額と決算額の乖離について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
33	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	指摘事項	補助事業における目標設定に対する様式について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
34	内水面漁業振興対策事業	指摘事項	補助金実績報告書の様式について	○		○
		意見	溪流魚資源増大対策事業におけるマニュアル活用及び成果の測定方法について		○	
35	漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	
		意見	補助金の効果測定の指標について		○	
36	内海東部地区水産環境整備事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	予定価格及び最低制限価格の算定について			○
		意見	工期延長の防止に向けて		○	○
<b>土木建築部</b>						
37	流域下水道事業（施策分）	意見	同内容の2事業における委託事業の予定価格について			○
38	県営住宅建設事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	建替手続の妥当性について	○		○
		意見	工期遅延等に伴う単価更正業務について			○
		意見	脱炭素社会の実現に資するための木材の利用促進について		○	
<b>企業局</b>						
39	平瀬発電所建設	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
40	水力発電魅力発見事業	意見	水力発電メカニズム学習会実施高校の選定範囲について		○	
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
41	未利用落差を活用した小水力発電所の開発	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	川上ダム地点水力発電所修正設計について		○	○
42	佐波川発電所リニューアル推進事業	指摘事項	執行計画の変更額について	○		○
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		

#### 4. 指摘事項及び意見の総評

令和5年度の包括外部監査は、「環境保全対策に関する財務事務の執行について」を特定の事件として選定した。以下に総評として各事業別の監査の結果から、特に重要と判断した指摘事項及び意見を取りまとめた。包括外部監査の結果発見された指摘事項及び意見が今後の山口県の環境保全対策の適正な事務手続の一助になることを期待すると共に、抽出された問題点は一般的かつ構造的な問題を抱合しており、全ての事務事業に反映されることを期待する。

なお、全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝申しあげる。

##### (1) 委託契約事務の統制について

###### ①実績報告に対する評価について

本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自体が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務である。したがって、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれらの得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成されると考える。

しかし、No.20の委託業務においては、本来、県が得るべき知見について、実績報告書に全く記載されていなかった。県は検収時、業務完了報告書と成果報告書の書面審査にて合格としているが、民間企業を対象に実施した77回のヒアリングに関してそのヒアリング内容について記載があったものは僅か5件であり、12回の面談については具体的な内容が全く伺い知れない状態であった。

当該事業は、県におけるカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けての重要な一歩と考えられ、その知見の蓄積を怠って果たして2030年における2013年度比46%削減及び2050年のカーボンニュートラル実現をどのような段階・プロセスを経て達成していくのか、疑念を抱かざるを得ない。事業が目指すべき将来像は、「県内企業が革新的な技術開発を成し遂げることで県内の脱炭素社会に向けた取組を急速に前進させると共に新たな雇用の創出等に対し、大きく寄与する」である。従って、個別委託事業における実績件数は、ある程度、目安レベルにはなりうるとしても到底、目標にはなり得ず、事業の成果とも言い難い。県は、実績報告書の存在理由について強く再度、認識を改めると共に今後の事業について①有効利用できる内容、②具体的な実績、③利活用できる成果をもって検収評価する必要がある。

###### ②仕様書の精度について

No.9の業務委託は、追加業務に伴い当初契約額から16%以上増額された事例である。手続等は適正に実施されており、指名競争入札にて当初予定価格より低い価格で契約されていたが、業務追加と期間延長に伴い、変更契約額は予定価格とほぼ同額となって

いた。当該変更契約は想定外な事象の発生によるものではなかったため、当初より、業務内容を慎重に検討した仕様書であれば、落札業者が異なった可能性も否定できない。そもそも公正性と機会均等性の観点から「入札」は実施されるため、その前提が揺らぐような業務執行は好ましくないことから、仕様書の作成は、慎重に実施されるべきである。

### ③契約の無い委託業務について

No. 22-1 では、県の助成金をもとに、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が実施すべき助成金事業について、委託契約なしで山口県産和牛ブランド推進協議会が実施していた。山口県産和牛ブランド推進協議会は、無契約かつ無償で事業を実施していたことになり、契約上の権利・義務を明確にする必要性と経済活動の合理性から判断して委託業務契約を締結して事業を実施することが必要である。

### ④委託業務における積算根拠の妥当性について

No. 15、16、17 はいずれもイノベーション推進課が（地独）山口県産業技術センターへ業務委託している案件である。当該3つの委託事業は、いずれも、産業技術センター内のイノベーション推進センターで実施され、契約は個別に締結されていたが、それらの人件費は全て No. 15 の事業のみに計上されていた。委託事業は契約ごとに実施内容が完結するように予算策定されなければならないが、仮に3つの事業がそれぞれ別の事業者との契約で実施された場合、No. 16、17 については人件費が全く計上されておらず、委託業務が実施できる体制になっていないことになる。随意契約を前提として、単独では成立し得ない委託事業は、大いに問題があり、事業設計を見直す必要がある。

なお、No. 16-1 では【意見】として、委託料の実績額が契約額より15,556千円減少となったことについて、予算の機動的な配分により事業がさらに有効となるような体制構築の必要性を提言している。当該3事業は、いずれも医療・環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成及び集積をめざす事業であり、現状分野ごとに予算配分されているが、増減が生じた場合、予算の補正等により分野間で最適配分を図るべきである。

これらの指摘及び意見から、イノベーション推進センターで実施している3事業が密接不可分の事業であるなら、人件費を含む予算を按分するのではなく、3事業を一体として1つの委託契約とすることも有効で経済的合理性もあることから、効率性も考慮して最適な契約方法を検証し、実施する必要がある。

### ⑤再委託手続の法規性について

No. 3 及び No. 19 における事業について、再委託の事実があったにも関わらず、委託契約書の規定に基づく再委託の承認手続が行われていなかった。これは、法令等及び委託契約違反であり、適正な手続を行う必要がある。

また No. 10 の事業のうち 8 件の委託事業について、2 件の再委託が行われていた。それら 2 件とも単独随意契約における再委託契約であり、再委託金額は原契約の 50% を超えていた。特に、山口県ワンウェイプラスチック等削減促進部会と単独随意契約を締結した事業の再委託先である (株) DERESI に対しては、No. 10 の全 8 事業のうち半数の 4 事業について、予定価格が 100 万円を超えないこと (業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3(3)ア該当) に基づき、単独随意契約により業務を委託していることから、当該条文が適用されない委託業務について、迂回して発注されているのではないかとの疑念を生じるような外観となっている。この場合、(株) DERESI と原契約を締結せず、再委託を行ったことについての明確かつ合理的な理由が求められる。

再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないように、平 23 会計第 321 号「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について (通知)」において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認を行う等とされている。必要な手続が取られていない場合は、論外であるが、手続が取られていたとしても、特に唯一の相手先として随意契約によることとした理由と不整合とならないかについての合理的理由による説明が必要である。

#### ⑥ 1 者のみ参加のプロポーザル方式による委託業者の選定について

No. 19 において公募型プロポーザル方式で委託業者を決定しているが、参加業者は 1 者のみで、予定価格のための見積書は当該委託業者からしか徴取されていなかった。効率的な予算執行を推進する観点からも、見積金額の妥当性を確認するため、複数の業者から徴取する等の対応が必要であった。

また、プロポーザル方式で最優秀者を決定する場合、「提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき」(山口県業務委託プロポーザル方式実施要領第 6 条第 2 項第 3 号) は最優秀提案者としなくてよいと規定されており、事案ごとにその基準は定められると推察するが、No. 13【意見】のとおり、最低合格基準ラインを設定し、県の要求水準を明確にすることにより、1 者しか参加者がいない場合の契約の妥当性について、客観性と品質保証の合理性の面から担保する選出方法等を早急に策定されたい。

#### ⑦ 予定価格の合理性について

予定価格と落札価格の乖離が大きい場合は、事業者からの見積だけではなく、過去の落札結果や実際の契約金額を勘案し、実際の取引価格に近づける仕組への改善が望まれる。(No. 5)

協定にて委託先が限定される随意契約の予定価格は、過年度もしくは当年度における類似又は同内容の他の事業における予定価格及び決算額の情報と入手した見積書の比較・検討をもって予定価格を算定することが望まれる。(No. 10)

くじ引による落札が続いている入札について、最低価格での落札が長期に継続している場合、結果として入札が本来予定している競争原理が機能しているのか否かについて、適正な競争と請負契約の観点から課題が生じていないか、適時確認する必要がある。(No. 36)

同じ事業内容の委託金額に係る予定価格の算定方法は、長年の試行錯誤から生まれたシステマティックな方法により、恣意性が介入する余地はない点では評価できるが、現実には予定価格に差が生じている。そのため、対処法として、業務に対する職員のノウハウの蓄積は重要であることから、金額だけを見るのではなく業務内容を確認するとともに、ヒアリング等を通して県としての標準業務等を認識し、適切な歩掛を判断できるようにすること、他県の方法等も参考にすることが必要である。(No. 37)

上記意見より、予定価格について、合理的な価格を導くために適正なコントロールやマネジメントを主導的に実施する場合の一例として、過去からの判例の積み重ねや他県との比較が有効と考えられる。その有効な材料として、エビデンスの蓄積と共有が重要となる。

## **(2) 補助金事務の統制について**

### **①要綱等に因らない経費の支出について**

要綱や要領に因らない経費について、補助金の支出が認められた。補助対象経費の範囲や妥当性について整理し、明確な基準を要綱等に記載して再発防止に努める必要がある。また、恣意性の介入を防ぎ、県民から観ても公正といえるように、募集要領に対象経費について限定列挙する等の対応も必要である。(No. 17-1)

### **②公益性の観点からの補助金の妥当性について**

No. 27に係る補助金は、公益性のある事業者に交付することにより、行政が目的とする政策を間接的に実行しようとする建付けの事業となっており、市場原理だけに任せることなく経営体質の強化が必要な産業に対する支援を根拠としていると推察される。しかし、実際の補助対象者は、比較的大規模な営利法人のみであり、本来、支援を必要とする者に行き届いていない結果となっていた。

補助事業の本来の趣旨が達成され、有効かつ効率的な事業となるよう、補助対象者の対象範囲及び公益上の必要性について見直しを検討されたい。

### **③補助交付団体への適正な指導について**

補助対象経費の資材購入費の要件（上限額）を満たすため、部材を分けて申請されているものがあつた。これは、要綱に反する処理であり、合規性の観点から妥当性を欠き不当と認められることから、補助交付団体への指導監督を適正に実施するとともに、物価や実情に合わせて、要綱を改定することも併せて検討されたい。(No. 30)

### (3) 全庁的に見直しを図りたい事務手続きについて

#### ①消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告のあり方について

補助金対象経費を消費税及び地方消費税を含まない金額で申請する場合も、補助金交付要綱において「補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されたものが散見され、報告様式が定められている。当初より消費税等を抜いて申請しており、返還が発生することは無いため、当該様式が提出されたことはないとのことである。(No. 17)

返還のあるなしに関わらず、補助金については消費税等の報告が必須となっている部署や、免税事業者や簡易課税選択事業者については、補助対象経費は税込金額としている部署もある。

消費税等の取扱は今後ますます複雑になり、その判断に困難を伴うことから、効率性の観点から不用な要求は排除し、分かりやすい業務の推進を心がけなければならない。消費税等の報告や補助金の対象経費に係る消費税等の有無（事業者が課税事業者か否か、また今後は、インボイス制度導入に伴い、免税事業者からの仕入に係る対象経費の取扱い等）について、県庁内で統一した取扱いがなされるよう、見直しが必要である。

#### ②変更契約時の添付書類の取扱について

委託契約における変更契約の際、予算流用の申請・承認が事前に行われていたにもかかわらず、原契約時の委託額内訳書が添付されており、整合性の確認に困難を来した事例があった(No. 23)。委託契約の変更時に添付する書類については、特に規定がないため、当該取扱は妥当な処理とされていた。しかし、変更契約においても、事業経過の時系列を把握し、変更契約時に確認すべき内容を判断する必要がある。したがって、委託契約に関する一般的な変更契約時の統一的な必要添付書類を全庁的に規定する必要がある。

#### ③不適切な事務手続について

決裁文書において、令達額を超える予算金額が記入されていたものがあつた。また、消費税及び地方消費税を含めて予定価格を算定すべきところ、含まない金額で算定しており、含めて算定した予定価格が予算金額を超過していたものがあつた。(No. 24)

補助金対象経費について、消費税等を含まないで算定すべきところ、含めて算定していた。(No. 17-1)

保管されるべき最終申請書類が保管されていないという不備があつた。(No. 25)

交付申請時に必要な添付書類が添付されていなかった。また、実績報告において、内訳金額が他の公式書類と不整合があつた。(No. 26)

複数の実績報告書の検収時において、複数かつ重大な計算ミスが看過されていた。また、必要な添付書類が添付されていなかった。(No. 31)

このようなミスや不備が頻発して発生した場合、組織体制に問題がないか、否かについて再度見直しが必要である。また、検収等の毎年の事務手続が形骸化していないかについても再確認が必要である。組織的なチェック体制の内部統制を再整備し、内部統制が正しく機能するような運用をする必要がある。

#### (4) 事業目的達成のための効果的な指標について

今回の監査では、事業の効果の評価指標の設定及び補助金の効果測定等についての適切性に関する意見が18事業23件となっている。すなわち、事業を実施した結果、県民が期待した成果を生み出したかどうかについて、検証するに足る指標が設定されていない。別冊「包括外部監査の結果報告書 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」において、各具体的な指標のあり方について言及しているが、ここでは、総論として評価の重要性について言及したい。

環境基本計画では、計画の推進体制として、PDCA サイクルを提唱している。事業の見直し（Act）を行うためには、適切な評価（Check）を実施し、次期への計画（Plan）へ反映させなければならない。このサイクルを繰り返すことによって事業がより有効かつ経済的・効率的なものへと改善され、質や合理性を高めていくことが重要である。

県民にとっての関心事は、今後の生活の変化であり、事業実施によって改善される生活環境やサービスの向上こそが重要である。県民にとって有益な結果とは何か、その成否を評価するための指標は計画段階で仮説として設定し、仮説を具現化するために事業を実施し、仮説の事後検証をすることが有効と考える。

例えば、「1. ぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）」で達成すべき目標は、「気候変動対策の推進」である。その達成手段として、普及啓発活動（中小企業向け脱炭素セミナー、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容促進イベント業務、啓発動画の作成等）を実施している。これらの事業を実施することで、目指すべき将来像である、『知る、気づく、実践する、継続・発展する』の視点で、県民や事業者自らによる低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容・定着を加速化させる。」ことができると仮説を立てているのである。

では、事業のアウトプットであるぶちエコやまぐち宣言数や環境学習参加数等を把握することによって、この仮説は検証できるのか、答えは否である。宣言数や参加者数の把握は、重要な指標ではあるが、単に計画及び予算の執行状況を把握したに過ぎない。目指すべき将来像への効果の測定としては、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの「行動変容」の度合いの把握が必要であり、それがどれほど「定着」したかについて重点を置いて検証されなければならない。さらに言えば、その行動変容及び定着が県民に与える影響の評価も必須である。これが、アウトカムによる評価であり、仮説を検証したことになる。

ここで、行動変容等のアウトカム指標には、当然ながら事業の成果以外の外部環境の影響が大きく関係する。本来なら、もう一歩進んで、それら外部環境の影響を取り除い

た評価を実施し、本来的に必要な事業かどうかを見極める必要があるが、現実的ではないので、ここでは言及を控える。なぜならば、評価自体が事業の最終目的ではないからである。それでは、このアウトカム指標はなぜ必要で、どのように活用されるべきか。

①PDCA サイクルを適切かつ継続的に回すために必要であり、②県民への説明責任を果たすために活用されるべきであると考ええる。

まず、①PDCA サイクルを適切かつ継続的に回すとは、まず、事業は (P) 計画に従い、(D) 実施され、(C) 点検・評価されることで (A) 次期計画へと成果を反映させ、(P) 見直された達成すべき成果に応じて新たな予算や人員などの資源の再配分とともに次期の計画が立案される。軌道修正することで、事業の質及び合理性が高まり、目的の実現に近づくこととなる。(C) の時点で、事業の継続もしくは廃止、または、拡大もしくは縮小等を検証する。例えば環境学習開催事業を例にとると、環境学習への参加人数 (アウトプット指標) を目標指標とした場合、目標人数に達していなければ、拡充するのか、その場合も回数を増やすのか、地域を広げるのか、オンラインでも対応できるようにするのか、もしくは止めてしまうのか、様々な事象に対し、細心をもって考慮することになる。しかし、最終目的は、単に参加者数を増やすことではなく、参加者のみならず、社会において行動変容 (アウトカム指標) が起こることにある。環境学習の成果は、行動変容が起こったか、否かで判断されるべきであり、明らかな行動変容が認められなければ、環境学習自体の内容を見直すことになるはずである。また、行動変容を起こすためには、1 度きりの学習では効果が無いと考えられるのであれば、反復かつ継続的にオンラインで開催する等 (オンデマンド化も含む) の工夫も生まれるであろう。事業は 1 つではなく数多くの事業が相互的に関連し合って政策課題を解決していくのであるが、投入できる資源は無限ではないことから、各事業間の優先順位を決定するために費用対効果を測定する必要がある。県民にとって有効である事業かどうかの判断基準は、参加人数ではなく、行動変容にあり、最終的には CO<sub>2</sub> 量の削減にある。指標の設定が異なれば、当然のことながら、その対策は異なる。したがって、今回、多くの意見が付される結果となった。

それでは、行動変容の評価はいかにして実施するのか。行動変容の評価は、セミナー参加者への追跡アンケートが最も有効であると考ええる。このアンケートは、追跡が必要となるが、オンラインセミナー参加者であれば、そのままインターネット媒体を使用して回答してもらうことも可能であり、追跡も期間を決めてアプリやメール等を使用しても実施できる。労力も費用も現代の DX を活用すれば安価となり、容易に実現可能である。それらのデータを集積し、詳細な分析・評価を実施し、次期の計画 (対策) を立案することに役立てて初めて、PDCA サイクルが有効に機能し、次第に事業の質と合理性が高まっていくと言える。もっとも、追跡アンケートの結果は単年度では完了し得ず、その評価の検証には、一定の期間が必要とされる。しかし、それをエビデンス (根拠) として、検証と再構築を繰り返すことは、汎用性があり、今後、エビデンスが蓄積されることで他の多くの事業の効果の仮説や検証の精度も自ずと高まる。



次の(5)で述べるが、現時点においても、一つの事業の顛末の記録の蓄積と共有は非常に重要となる。これらが事業実施のエビデンスとなり、持続可能なやまぐちの構築を促進するための礎となるからである。

次に②県民への説明責任を果たすということであるが、予算の実行に対する受託責任を果たすことと言い換えることができる。ここまで、アウトカム指標の重要性について述べてきたが、実際には全ての事業にアウトカム指標が設定できる訳ではなく、また設定されたアウトカム指標の評価が適切に実施できるとも限らない。先にも述べたが、アウトカム指標の評価は、事業単独の影響だけを受けるものではない。行政がコントロールできる範囲は限定的で、本来的に事業の影響がいかほどかは測定不可能とも言える。しかし、県民に分かりやすい事業の目的を示し、事業の実施によって県民が享受できる効果をわかりやすく説明する責任を果たすことは、県の事業に対する県民の理解と信頼を得るために必要である。繰り返しになるが、県民は予算の執行状況が知りたい訳ではなく、自分自身の生活への影響が知りたいのである。外部環境の影響を受けることで、事業の目的は実現し得ないことは現実であり、その要因と行政の果たす役割及び限界を丁寧に説明し、合意を得ることが、県民から集めた税金で事業を実施することの受託責任を果たすことになる。

全ての事業にアウトカム指標が設定できる訳ではないが、評価指標を設定せずとも、PDCA サイクルが非常に上手く回っている事例として、事業 No. 18 瀬戸内産業低炭素化加速事業を紹介する。この事業は、「県内コンビナートにおけるカーボンニュートラル」を目指すべき将来像として掲げている。当初その調査を委託事業として実施する予定であったが、構想策定における企業の秘匿情報を扱うことが想定されたことから、直営で実施することに計画変更している。この対応は、柔軟かつ戦略的で非常に評価できる。さらに、直営にしたことで予算額5百万円の事業が、令和3年度は10万円程度、令和4年度は30万円程度の決算額となり、非常に経済的かつ効率的な事業となった(ただし、予算額との乖離については、意見あり)。その上、令和5年度に入って構想の成果も続々と発表されており、費用対効果についても申し分ない事業となっている。実質的な効果発現は今後となり、その時点では実際のCO<sub>2</sub>削減量というアウトプット指標やそれに伴うアウトカム指標による評価も検証されることが必要と考えるが、現時点においては、産業部門及びこれに関連する工業プロセス部門におけるCO<sub>2</sub>排出割合が、県全体の7割を占める山口県にとって、県民が得る影響は、大きいと期待できる事業である。加えて、相乗効果として、第2次産業の比率が全国と比べて14ポイント高い<sup>1</sup>工業県としての特色をもつ本県の国際競争力を高め、魅力ある山口県を実現する一助となる事業とも言える。

---

<sup>1</sup> やまぐち未来維新プラン P3

以上のことを念頭に、今回、意見を付した事業のみならず、全ての事業について、事業目的達成のための効果的な指標はいかなるものか、再検討いただきたい。<sup>2</sup>

#### (5) エビデンスとしての記録の重要性について

複数の事業について記録がなかった。(No. 6、11、16-1、38 等) 内容としては、イレギュラーな事実についてその経過と最終判断の記録が無いこと、情報共有すべき事実に対して記録が無いこと、合理性の判断基準が無いことに対する意見である。その必要性として、説明責任や内部統制が挙げられるが、もっと積極的な重要性としては、先の「(4) 事業目的達成のための効果的な指標について」でも述べたように、事業の質及び合理性を高めるという観点から、PDCA サイクルを適切に回すためにエビデンスを残すということにある。

事業計画は仮説の下に立てられるが、予期していたことと違う結果が発生した場合、計画との乖離を記録し、蓄積することで、仮説の検証の精度が高まる。アウトカム指標により事業評価することの難しさと限界を先に述べたが、その場合にエビデンスが有効であることも述べた。アウトカム指標を設定するには、経験やセンスが必要であるが、単なる経験や勘に頼るのではなく、蓄積されたデータ情報から仮説を立てる方が、精度が高く、効率的であり、経済的であることは言うまでも無く、容易に理解できる。

また、エビデンスの蓄積による判断は、属人的にならず、システムティック化された知財に基づく判断と言える。だからこそ、「(1) 委託契約事務の統制について ⑦ 予定価格の合理性について」で述べた、合理的な価格を導くために適正なコントロールやマネジメントを主導的に実施するためにも有効な材料となるのである。

したがって、事業の顛末の記録のみならず、記録の蓄積及び共有、そして分析と解析が重要な意義を持つ。以上の事より、事業の顛末については、記録を残すこととし、蓄積及び共有、それらを事業計画へ反映させる仕組みとしてはさらなる DX の活用で実現されたい。

以上

---

<sup>2</sup> 参考文献 国立教育政策研究所：吉田 民雄、坂野 達郎 第2章行政における計画を評価する視点  
[https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2008/01\\_chiho/04\\_chapter2.pdf](https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2008/01_chiho/04_chapter2.pdf) (最終閲覧 2024. 2)

